

奨学生の属する世帯の資産・経済状況の基準

公益財団法人坂本音一の令和9年度奨学生選考基準の5に定める基準は、次のとおりです。

- ・家計支持者の算定基準額が189,400円以下であること
- ※収入については、令和7年（1月～12月）の収入に基づく令和8年度住民税情報により算出された算定基準額が該当するか審査を行います。
- ※算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切捨て）。
算定基準額①＝（課税標準額）×6％－（市町村税調整控除額）－（多子控除）②－（ひとり親控除）③－（私立自宅外控除）④
- ①市民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、算定基準額が0円となります。
- ②家計支持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報または申告人数のうち、小さい人数を適用します。
（例）家計支持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、（3－2）人×40,000円＝40,000円となります。
- ③ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。
- ④在学採用の審査において、本人が私立の大学・短期大学に在籍し、自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

参考 収入・所得の上限額の目安（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	★が給与所得者の世帯 （年間の総収入金額）	★が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）
2人	本人，親①★	761	546
3人	本人，親①★，親②（無収入）	716	536
4人	本人，親①★，親②★，中学生	803	552
5人	本人，親①★，親②★，中学生，小学生	905	629

※表中の数字は、あくまで目安です。世帯構成，障がい者の有無等により，目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

※親②は，例として，給与所得の場合（左表）は収入300万円，給与所得以外の場合（右表）は所得200万円としています。